

令和7年12月22日
相模原市発表資料

厚木飛行場周辺の告示後住宅の防音工事及び第一種区域等の見直しに関する相模原市長のコメント

令和7年12月19日、国から「厚木飛行場に係る告示後住宅の防音工事について」が発表され、厚木基地周辺の関係自治体とともに、本市が求めていた昭和59年・61年告示区域内に存する住宅に対する防音工事が、平成18年1月17日までに建設された住宅まで対象範囲を拡大し、告示後住宅防音工事が実施されることになりました。

また、本日、「厚木飛行場周辺の第一種区域等の見直し」が発表され、令和9年秋頃を目途に、本市は、第一種区域から外れることになりました。

本市といたしましては、市民の皆様に対し、十分に周知・説明を行うことを国に対して求めてまいります。特に、住宅防音工事の実施については、対象条件を分かりやすく示し、丁寧な説明を行うことを求めてまいります。

第一種区域等の見直しに關しましては、平成30年3月に空母艦載機の岩国基地への移駐が完了しましたが、現在も、ジェット戦闘機等の飛来が見られ、一定の騒音が発生しています。また、空母艦載機着陸訓練の際には、いまだに厚木基地が予備基地に指定され続けるなど、引き続き甚大な騒音被害が発生する懸念は、完全には払拭されておりません。

本市といたしましては、今後、実態として騒音被害が発生しないよう、国として一層の騒音防止に努めることを求めるとともに、今後の騒音被害の実態等に注視し、神奈川県及び厚木基地周辺各市や相模原市米軍基地返還促進等市民協議会とも連携しながら、必要な要請を行ってまいります。

令和7年12月22日
相模原市長 本村 賢太郎

問合せ先
基地対策課
電話 042-769-8207(直通)